

野焼きは やめてください！

「煙の臭いが家の中まで入ってくる」「洗濯物に臭いがついて困る」などの苦情が町に寄せられています。

野外での焼却は一部の例外を除いて禁止されています。
焼却行為は、近隣の住民の方に迷惑をかける恐れがあります
ので絶対にやめましょう。

◇ 全てだめなの？

野外での焼却は、一部例外的に認められています。

- ・ 農業、林業、漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる焼却
- ・ たき火その他日常生活を営む上で通常行われるものであって、軽微なもの
※軽微なものとは煙や臭いなどが近所の迷惑にならない程度に小量な焼却のことです。

※一般家庭から出るごみの焼却は、野焼きに該当し禁止されています。

ただし、この場合でも、周辺的生活環境に支障が生じないよ
うに最大限配慮してください。

これらに違反する場合は、5年以下の懲役もしくは1,000万円以下の罰金またはその両方が科せられることがあります。

【注意喚起】

農機具の盗難が増えています！ 農繁期の前に確認をしましょう！

昨年末に農機具の盗難が相次いで発生していましたが、再び増加している傾向にあります。これから野菜の定植や田植えのシーズンなど農繁期を迎えます。作業の前に改めて農機具の確認、防犯対策を行いましょう。

【盗難事例】 ※日付は盗難報告を受けた日です。

2月16日	農薬散布用動噴	館林市三野谷地区
3月28日	農業用ポンプ	館林市郷谷地区
4月18日	耕耘ロータリー（未遂）	板倉町細谷地区

切断された動噴のホース（R6年）



盗難されたポンプ小屋（R6年）



【対策】

- ・離れた場所などに農業機械を放置せず、施錠された倉庫などに保管する。※ハウス施設内でも要注意！
- ・センサーライトや盗難警戒中を明示する看板等をハウス施設やポンプ小屋の付近に設置する。
- ・農機具の製造番号などの写真を撮っておく。

【盗難に遭った際の対応】

- ・速やかに最寄りの警察署に届け出る。
- ・怪しい車両を見かけた際にはナンバーを控えておくことも犯人検挙に繋がります。